



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 22 日 (金)
号外第 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則
(25) (任用課) 2

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第25号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
委託団体	期間	委託団体	期間
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、 <u>鳥取県西部広域行政管理組合</u> 、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年	若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年
上記以外の委託団体	5年	上記以外の委託団体	5年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。